

入院中の食事療養標準負担額(自己負担額)の改正について

医療保険制度見直しの為、令和8年6月より入院中の食事療養標準負担額(自己負担額)が変更となりました。

70歳未満	70歳以上	令和8年5月31日迄		令和8年6月1日以降	
		標準負担額(1食あたり)		標準負担額(1食あたり)	
一般所得	一般所得	510円		550円	
指定難病患者	指定難病患者	300円		300円(変更なし)	
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円	90日までの入院	270円
		91日以降の入院 (長期該当者)	190円	91日以降の入院 (長期該当者)	220円
-	低所得者Ⅰ	110円		130円	